

○米沢市建設工事等設計図書等電子閲覧実施要領

平成26年1月10日 決裁

(趣 旨)

第1条 この要領は、米沢市が発注する建設工事（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに建設工事に関する測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札及び随意契約に係る設計図書を電子閲覧により開示する方法で行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)設計図書等 次に掲げる設計図書及び設計参考資料をいう。

ア 設計図書 図面及び特記仕様書

イ 設計参考資料 土木工事にあつては、積算参考資料(設計書、数量総括表)
建築工事にあつては、工事設計書
業務委託にあつては、委託設計書

(2)電子閲覧 設計図書等の一部又は全部を米沢市公式ホームページにおいて閲覧し又は取得することをいう。

(電子データ作成)

第3条 電子閲覧に供するための設計図書等の情報作成（以下「電子データ作成」という。）は、工事担当課において行うものとし、作成する電子データの記録形式はPDFを原則とする。ただし、参考資料についてはエクセル、ワード形式によることができるものとする。

2 工事担当課は、電子データ作成を行った後に当該電子データを契約検査課に引き渡し、契約検査課において秘密事項等の表記が無いことを確認した上で電子閲覧に供するものとする。

(電子閲覧の対象工事等及び実施方法)

第4条 電子閲覧の対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）に係る設計図書等は、別に定める運用基準により電子データ作成を行い、電子閲覧に供するものとする。ただし、設計図面において電子閲覧により難しい場合は、紙ベースと併用して閲覧できるものとする。

(対象建設工事等の選定)

第5条 対象建設工事等の選定は、設計金額が130万円を超える建設工事等とし、契約
検査課と工事担当課とで協議の上、選定するものとする。

(対象建設工事等に係る周知)

第6条 対象建設工事等についての周知は、公告又は指名競争入札通知において行うもの
とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、公式ホームページによる電子閲覧に関し必要とな
る事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。